



改訂21版 産業保健ハンドブック

編者：森見爾 発行：労働調査会 定価：770円(税込10%)

職場におけるさまざまな課題に対応するために、すべての産業保健関係者（産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当

者等）が、労働安全衛生法を中心とした関係法令、指針やガイドライン、行政指導通達の内容を習熟しておくことは必要不可欠なことである。

本書は、産業保健の第一人者である森見爾先生の編集によるハンドブックである。産業保健関係者が知っておくべき関係法令等のトピックが網羅されており、それぞれのポイントがコンパクトかつ非常にわかりやすく示され

ている。さらに、「アジャイル型産業保健」など、産業保健関係者が直面している最新のトピックや課題が、コラムの形式で編者の深い考察とともに随所に盛り込まれており、これらも非常に示唆に富んだ内容になっている。

産業保健の初学者にとっては知識の整理に大いに役立つことであろう。また、経験を長く積み、法体系等については熟知しているという関係者においても、最新のトピックのアップデートのみならず、コラム等を通じて深い学びを得ることが期待できる。経験年数を問わず、すべての産業保健関係者に、ぜひ手にとってほしい一冊である。

いまい てっぺい
今井 鉄平

(OHサポート(株)代表/産業医)

情報スクランブル Scramble

厚生労働省から 除じん性能を有する電動工具に関する措置の見直し

令和5年8月29日、厚生労働省は「石綿障害予防規則の一部を改正する省令」を公布し、石綿等の切断等の作業等における粉じん発散防止措置について、「湿潤化」に限定せず、湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を行うことを義務づけた。また、特に石綿等の粉じんの発散しやすい石綿含有成形品の切断等の作業や、石綿含有仕上げ塗材を電動工具で除去する作業においても、作業内容に応じた、最適な粉じん発散防止措置を作業場で適切に講ずることができるよう、「常時湿潤化」に限定せず、常時湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を行うことを義務づけた。今回の改正の概要は以下のとおり。

(1) 石綿則第13条第1項で規定される石綿等の切断等の作業等（(2)の作業を除く）において義務づけられ

る湿潤化の措置を、石綿等を湿潤な状態のものとするこ、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置としたこと。また、同条第3項において、同条第1項に掲げる作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し同項で義務づける措置を講じなければならない旨を周知させなければならないとしたこと（石綿則第13条関係）。

(2) 石綿則第6条の2及び第6条の3で規定される措置（石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものを切断等の方法により除去する作業及び建築物等に用いられた石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する作業）を、常時湿潤な状態に保つこと、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置としたこと（同令第6条の2第3項、第6条の3関係）。

(3) 改正省令は令和6年4月1日から施行すること。

「産業保健21」115号アンケートのお願い

「産業保健21」では、産業保健活動の実務に資する具体的、実践的な情報を提供しています。今後、更なる充実を図るため、アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

●問い合わせ：
(独)労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部産業保健課

※このアンケートでご記入いただいた内容は『産業保健21』制作の参考にさせていただきます。

下記のいずれかの方法でご回答いただきますようお願いいたします。

QRコード：右のQRコードを読み込み、表示された登録ページからご回答ください。



ホームページ：下記ホームページのアンケートページからご回答ください。

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyotabid/2371/frmid/252/Default.aspx>